

県地域防災計画（原子力編）修正に向けた論点整理

第 2 回検討委員会における意見等を踏まえ、地域防災計画（原子力編）の修正に向けた検討を進めるにあたり、以下のとおり、論点を整理した。

【情報伝達】

情報伝達において、国、県、市町村それぞれの果たすべき役割、責任を明確にすることが必要である。

情報を入手するためのルート開発、万一の場合の代替ルート・窓口は必要である。

【広域避難】

広域避難は、集落（地域コミュニティ）が壊れないような方法を考えるべき。

避難元市町村と避難先市町村を予め計画等で特定しておくことが必要である。

万一の事態における県の対応策を示すなど、避難計画を明確に県民に表明し、県民との信頼関係を構築する必要がある。

【災害時要援護者】

原子力災害の場合、災害時要援護者の中でも子どもの方が被害が大きい。

病院や社会福祉施設等の入所者の避難を考慮すべき。

【SPEED I】

SPEED I については、情報の公開、SPEED I の活用も含め検討する。

【モニタリング】

モニタリングは、最低限、県が自前で把握できるような体制を整備する必要がある。緊急時のモニタリング計画は、住民の被ばく線量を優先するのか、エリアを優先するのかといった優先順位を考慮したものとすべき。

避難者に対するモニタリングは、市町村職員ができる体制を構築することも検討すべき。

【その他】

原子力災害における安全情報の出し方についても検討すべき。